

中国知的財産権 ニュースレター

07

2025年第7号
[全125号]



目次

01 知財ニュース

改正「反不正当竞争法(不正競争防止法)」の読解 法制度の健全化により公平な市場競争環境を整備	01
中国市場監督管理総局(国家独占禁止局)が『中国独占禁止法執行年次報告(2024)』を発表	03
『中国裁判所の知的財産権案件における法律の適用に関する年次報告(2024年)』(その他)	04

02 AI・IoT関連情報

世界モバイル通信大会:ロボットが腕前を披露 通信事業者がAIの将来性を探る	09
微医と阿里雲が戦略的提携 AI医療基盤を共同構築	10
中国初の完全自律3対3AIロボットサッカー大会が北京で開催	12

改正「反不正当竞争法（不正競争防止法）」の読解 法制度の健全化により公平な市場競争環境を整備

*（タイトルをクリックするとリンクが表示されます、以下同じ）

中国第十四期全人大常務委員会第十六回会議で不正競争防止法改正草案が可決された。新たに改正される不正競争防止法は条数が従来の33条から41条に増え、総則、不正競争行為、被疑不正競争行為についての調査、法的責任及び附則で構成され、2025年10月15日から施行される。

混同惹起による不正競争行為に関する規定の整備が、改正後の不正競争防止法の主な内容である。具体的に4つのポイントに分けられる。第一に、他人の一定の影響力を有する「新しいメディアのアカウント名、アプリケーション名またはアイコン」を無断で使用することを混同惹起行為であると明確に規定している。第二に、商標法との整合性を図り、他人の登録商標または未登録の著名商標を無断で企業名称の商号として使用し、他人の商品と混同誤認させたり特定関係があると誤解させたりする行為は混同惹起行為であると明確化に規定している。第三に、検索キーワードの使用を規範化し、他人の商品名、企業名（略称・商号等を含む）、登録商標、未登録の著名商標などを検索キーワードに設定し、他人の商品と混同誤認させたり特定関係があると誤解させたりする行為は混同惹起行為であると明確に規定している。第四に、経営者は他人の混同惹起行為を幫助してはならないと規定している。

改正後の不正競争防止法は商業賄賂、虚偽宣伝、景品付き不正販売、商業上の誹謗中傷などの不正競争行為に関する規定を細分化している。商業賄賂については、関係組織や個人は賄賂を受け取ってはならないという規定を追加している。虚偽宣伝については、誤認させられる対象を消費者から「消費者及びその他の経営者」に拡大し、虚偽の取引や評価への規制を強化し、「虚偽の評価」によって他人の虚偽宣伝を幫助する行為の実施を禁止している。景品付き不正販売については、景品付き販売活動の開始後、経営者は随意に景品付き販売情報を変更してはならないと規定している。商業上の誹謗中傷については、経営者は「他人を教唆して」商業上の誹謗中傷を行ってはならず、対象を「競争相手」から

「その他の経営者」に拡大している。

インターネット上の不正競争行為に関する規定の整備は、改正後の不正競争防止法の注目点の一つである。改正後の不正競争防止法は、経営者がデータ・アルゴリズム、技術、プラットフォーム規則などを利用して不正競争行為を実施してはならないと明確にしている。また、データ権益侵害に関する規定を追加し、詐欺・脅迫・技術管理措置の回避・破壊などの不正手段で他人が合法的に保有するデータを取得・使用し、その他の経営者の正当な権益を侵害したり市場競争秩序を乱したりする行為を禁止している。さらに、経営者はプラットフォーム規則を悪用し、直接または他人を教唆して他の経営者に対して虚偽の取引や評価、悪意の返品などを実施してはならないと規定している。

改正後の不正競争防止法はさらに、プラットフォーム経営者に対し、プラットフォーム上の事業者の不正競争行為に対処する義務を追加している。プラットフォーム経営者はサービス契約と取引規則においてプラットフォーム上での公平競争ルールを明確化し、不正競争の通報・苦情処理及び紛争解決メカニズムを構築し、プラットフォーム上の事業者の法による公平な競争を指導・規範化しなければならない。プラットフォーム上の事業者が不正競争行為を行っていることを発見した場合、速やかに法に基づいて必要な措置を講じ、関連記録を保存し、規定に従いプラットフォーム経営者の所在地の県級以上の人民政府監督検査部門に報告しなければならない。

中国市場監督管理総局（国家独占禁止局）が 『中国独占禁止法執行年次報告（2024）』を発表

公平な競争を促す社会的雰囲気をつくり、公平競争政策の徹底した実施を推進するため、先頃、中国市場監督管理総局（国家独占禁止局）は『中国独占禁止法執行年次報告（2024）』を発表した。同報告には主に特集、年間活動概要、監督管理・法執行の成果、法制度整備、公平競争政策の実施、競争政策の普及、国際交流協力および地方の取組みなどの内容が含まれている。

報告書は、2024年に市場監督管理総局（国家独占禁止局）は全国統一市場の構築を加速するという重点事業を確実に実行し、重点分野における独占禁止の監督管理と法執行を強化したと紹介している。一年間に独占協定・市場支配的地位の濫用に係わる案件11件を処理し、調査拒否・妨害案件1件について行政処罰を下し、経営者集中案件643件を処理した。国務院に『公平競争審査条例』の公布を要請し、地方保護主義・市場寡占という際立った問題の解決に力をいれ、行政権を濫用して競争を排除・制限する案件72件を処理した。独占禁止国際協力を深化させ、イタリアなど4ヶ国と協力覚書を交わし、全国公平競争大会と中国公平競争政策推進週間を開催し、あらゆる経営主体にとってより公平で活力ある市場環境を積極的に創出し、経済の高品質な発展を促進した。

『中国裁判所の知的財産権案件における法律の適用に関する年次報告（2024年）』（その他）

中国最高裁判所は4月21日、『中国裁判所の知的財産権案件における法律の適用に関する年次報告（2024年）』を発表した。この報告書は、全国の裁判所が2024年に裁判終了した知的財産権案件から法律適用に関する43の問題点を整理したものであり、専利と商標以外の案件の判決要旨は以下の通りである。

1. コンピューターソフトウェアの発行権の消尽

【判決要旨】1. コンピューターソフトウェアが特定のハードウェアと組み合わせて使用される必要がある場合、権利者がハードウェアとコンピューターソフトウェアをセットで販売する行為は、有形媒体によるソフトウェアの発行とみなされ、状況に応じて発行権消尽原則が適用される可能性がある。購入者は適正な対価を支払った後、当該ソフトウェアの原本または複製物の所有権を取得し、自己使用または第三者への譲渡が認められる。権利者のこのソフトウェアに対する使用範囲や転売の制限は、契約関係のない購入者及び当該購入者から合法的にソフトウェア原本・複製物を取得した第三者に対して当然拘束力を持たない。ただし、購入者または第三者は合法的な使用目的を達成する場合を除き、無断でソフトウェアを複製したり、原本・複製物を譲渡した後に複製物を使用したりしてはならない。

2. 合法的なソフトウェア複製物所有者が無断で修正版ソフトウェアを第三者に提供することを禁止する規定は、主にソフトウェア著作権者の許諾のない修正版ソフトウェアを主要取引対象とする場合を指す。取引の主要対象がハードウェアであり、ソフトウェアが単にハードウェア使用の補助的役割を果たす場合、ハードウェア取引に伴い修正版ソフトウェアの所有権が移転する場合、一般的にソフトウェア著作権者の許諾は不要である。

2. 車載システムコンテンツ提供主体の著作権侵害認定

【判決要旨】動画配信プラットフォーム運営者は、車載端末アプリケーションネットワークサーバーにおける権利侵害動画提供行為について、情報ネットワーク伝達権侵害の責任を負う。車載システムソフトウェア運営者が動画配信プラットフォーム車載端末アプリ

ケーションのリリース・展示・プロモーションに参加し、パッケージサービスを提供している場合、当該運営者は権利侵害作品提供の参加者・受益者であり、法により動画配信プラットフォームと連帯責任を負う。

3.生成AIサービス提供者の権利侵害責任の認定

【判決要旨】1.サービス提供者が生成AI技術サービスを提供する場合、侵害幫助が成立するか否かは、サービス提供者の収益モデル、権利作品の知名度・影響力、侵害事実の明白性、AI技術の発展水準、損害回避の代替設計の実現可能性・コスト、必要措置とその効果、侵害責任分担の業界への影響等を総合的に考慮し、過失認定基準を動的に調整し、サービス提供者の注意義務をその情報管理能力に見合った合理的範囲に制限すべきである。

2.生成AIサービスは、信義誠実の原則と公認の商業道德に反し、市場競争秩序を乱し、他の経営者または消費者の合法的権益を侵害する場合に限り、不正競争防止法の規制を受ける。

4.一定の影響力を有する企業商号の認定

【判決要旨】不正競争防止法第六条第二項に規定される「一定の影響力を有する商号」に該当するか否かの判断は、被疑権利侵害商号の使用開始時点を基準とし、中国国内における関連公衆の認知度、商品販売の時期・地域・数量・対象、宣伝の継続期間・程度・地域的範囲、標章の保護状況等の要素を総合的に考慮して行うべきである。被疑権利侵害者は他人が商号を先に使用したことを知っていた場合、当該先使用商号の市場知名度が被疑権利侵害者に認知されていたとみなすことができる。

5.技術秘密侵害行為の総合的な判断及び侵害差止の民事責任の具体的負担方法

【判決要旨】1.組織的・計画的・大規模な他社人材・技術資源の引き抜き・獲得により生じた技術秘密侵害被疑行為について、裁判所は審理において総合的に分析・判断を行うべきである。被疑権利侵害者が独自の研究開発に要する合理的期間を明らかに下回る短期間で当該技術秘密関連製品を生産し、かつ当該技術秘密を取得する経路・機会を有していた場合、権利侵害の可能性が極めて高いため、技術秘密権利者の立証負担をさらに軽減させ、被疑権利侵害者が権利者の技術秘密を侵害する行為を実施したと直接推定することができる。被疑権利侵害者はその技術秘密侵害行為を否認する場合、反証をもって反論しなければならない。

2.権利侵害を効果的に阻止・抑止し、判決の執行可能性を高めるため、裁判所が侵害差止の民事責任の具体的負担方法を確定する際には、権利者の関連主張に基づくこともでき

るが、必要に応じて職権で差止の具体的方法・内容・範囲を直接確定することもできる。保護される権利の性質や権利侵害行為の悪質性、特に侵害行為の実際の危害状況及び将来に亘って侵害が継続する可能性を十分に考慮した上で、当該権利を保護するための具体策の必要性・合理性・実行可能性等の要素を重点的に考慮すべきである。

3. 案件の具体的状況に応じ、技術秘密侵害差止の具体策としては以下が含まれる。係争技術秘密を使用した関連製品の自社製造または他社委託製造を中止し、係争技術秘密を使用した関連製品の販売を中止する。侵害者は、真の権利者の同意なく、不法に取得した係争技術秘密を利用して出願した関連特許を、自ら実施、他人への実施許諾、譲渡、質入れ、及び悪意の特許放棄を含むその他の方法で処分してはならない。裁判所の監督または権利者の立会いのもと、権利侵害者及び関連組織や個人が保有・管理する係争技術秘密を記載した媒体を破棄し、または技術秘密権利者へ引き渡す。公告及び/または内部通達により、会社株主・役員・関係従業員・関連会社及び係争技術秘密を知り得るサプライチェーン企業等に対し、裁判所判決の侵害差止への協力を要請するとともに、企業内部の知的財産コンプライアンス運営に関する明確な指針を示す。技術秘密権利者のもとから権利侵害者またはその関連会社へ転職した関係従業員、権利侵害者及びその関連会社の責任者と研究開発関係者（役員を含む）、係争技術秘密を知り得るサプライチェーン企業に対し、逐一に差止の要求を通達し、係争営業秘密保持及び非侵害誓約書の締結を求める。

4. 判決の適時かつ徹底した執行を確保するため、裁判所は案件の具体的状況に応じ、権利侵害の性質・情状や差止等の非金銭的履行義務違反により生じうる損害・負の影響、判決の抑止力強化等の要素を総合的に考慮し、判決にある非金銭的履行義務の履行遅延金の算定基準を明確にすることができる。当該算定基準は、状況に応じて日単位・月単位等で計算または一括払いで設定することができる。

6. 営業秘密侵害行為及び権利侵害責任の認定

【判決要旨】 1. 被疑権利侵害者が過去の営業秘密侵害行為に基づき既に不法に営業秘密を取得・使用しており、権利者の提出した証拠により被疑権利侵害者が再度実施した可能性がひととおり立証され、被疑権利侵害者が十分な反証を提出できない場合、権利者の被疑侵害者が営業秘密侵害行為を継続しているという主張を認めることができる。

2. 従業員が元の所属企業に在職中、配偶者等の第三者を名義人として株式を保有する方式で会社を設立し、営業秘密侵害行為に参加した場合、当該従業員と会社は共同侵害が成立し、連帯して責任を負う。

3. コンピュータソフトウェアと特定データが唯一の対応関係にあり、分離使用が不可能で、既存の証拠により被疑権利侵害者が特定データを使用したことが十分に認定できる場合、当該コンピュータソフトウェアを使用したことも同時に認定できる。

4. 権利者が権利行使を怠った、または侵害行為を放任したことを証明する証拠がない場合、被疑権利侵害者が訴訟時効を理由に提訴日から3年前までの損害賠償責任のみを計算すべきと主張したとしても、裁判所はこれを支持しない。

7. 技術秘密の非公知性の認定

【判決要旨】 技術情報の個々のステップまたは一部のパラメータが公知技術であっても、複数のステップ及びパラメータを組み合わせた全体の技術案が当該業界で周知されていない場合、技術秘密として保護することができる。技術秘密の保護対象となるかどうかの認定は、技術秘密の構成要件に厳密に従って審査すべきであり、専利法における技術案の新規性・進歩性に関する評価基準に従ってはならない。

8. 技術的中立性による抗弁が成立するか否かの判断基準

【判決要旨】 ネットワーク不正競争紛争案件において、経営者が技術的中立性を抗弁事由とする場合、技術の使用方法が正当性を有するか否か、及び実質的な非侵害用途を有するか否かを判断基準とすべきである。中立的な技術の利用がネットワークプラットフォーム利用者の意向を越えて、プラットフォームの技術的設定を回避する場合、不当性を有することになる。経営者は実質的な非侵害用途があることを証明すべきであり、証明できない場合、主観的過失を有すると認定され、相応の権利侵害責任を負うことになる。

9. 共同ボイコットに関する縦横交錯の協議は水平的独占協定行為と認定される

【判決要旨】 複数の経営者が競争関係にある他の経営者を共謀してボイコットする場合、通常、共同ボイコットに関する水平的協議を締結するだけでなく、上流・下流の経営者を団結させる縦的連携を通じて共同ボイコットの競争防止効果を保障または強化する必要がある。この縦的連携は、競争関係にある経営者が共同ボイコットを実施する重要な内容または手段であり、一般的に当該共同ボイコットは水平的独占協定行為を構成するか否かの認定に影響を及ぼすものではない。

10. 競争を排除・制限する効果を有する又は有し得る経営者集中に関する司法審査基準

【判決要旨】 競争を排除・制限する効果を有する又は有し得る経営者集中に対して、禁止を優先的な救済手段とするのではなく、案件の具体的状況に基づき総合的に評価し処理決定を行うべきである。集中に参加する経営者が制限的条件付きの承諾方案を提出した場

合、当該方案が有効性・実行可能性・即時性を備えているか否かを評価したうえで、集中が競争に及ぼす不利な影響を効果的に減少させ得るか否かを判断すべきである。

11.集積回路配置設計の保護対象及び商業利用の認定

【判決要旨】1.集積回路配置設計図面に能動素子が含まれていなくても、能動素子と配線の三次元配置関係を示しており、能動素子とのインターフェースを明確にでき、かつその他の標準化部品を使用することで対応する回路機能を実現できる場合、当該集積回路配置設計は「少なくとも1つの能動素子を含む2つ以上の素子、及び一部または全部の相互接続配線による立体配置」に該当し、集積回路配置設計専有権の保護対象とみなされる。

2.集積回路配置設計完成後、性能検査・検証のためにテスト用チップ製造が必要であるが、当該集積回路配置設計を含むチップの製造委託回数・数量がテスト用チップ製造の必要量を明らかに超える場合、反証がない限り、権利者の当該集積回路配置設計が商業利用されていないとする主張を支持しない。

12.移送管轄は応訴管轄の制限を受ける

【判決要旨】階級管轄及び専属管轄に違反する場合を除き、当事者が管轄異議を申し立てず応訴と答弁を行った場合、訴訟裁判所が管轄権を有しないと認めても、移送すべきではない。

13.「反禁訴（執）令発布（反訴訟差止命令）」の要件

【判決要旨】標準必須特許実施者が、標準必須特許権利者が中国裁判所に提起した特許権利侵害訴訟に対し、外国裁判所に「禁訴（執）令（訴訟差止命令）」を申し立て、標準必須特許権利者が当該特許侵害訴訟を審理する中国裁判所に「反禁訴（執行）令」を申し立てた場合、中国の裁判所は予備審査を経て、標準必須特許権利者がライセンス交渉において公平・合理・無差別（FRAND）のライセンス承諾を履行しており、それに対して標準必須特許実施者にはライセンス交渉過程において明らかな過失があり、標準必須特許権利者の中国裁判所で案件審理及び判決執行を進める上での正当な手続きの権利を不当に妨害する意図があったと認められる場合、標準必須特許権利者の「反禁訴（執行）令」の申立てを法により許可することができる。

世界モバイル通信大会：ロボットが腕前を披露 通信事業者がAIの将来性を探る

2025年世界モバイル通信大会（MWC上海2025）が、6月18日から20日まで上海で開催された。モバイル通信とAI技術がどのような相乗効果を生み出すかが注目を集めた。

会場では、智元（Agibot）ロボットが毛筆で字を書き、来場者の注目を集めた。智元ロボットのCMOを務める邱恒氏は、モバイル通信分野では、ロボットが機械室でのモニタリング、無人点検・メンテナンス作業をサポートできると述べた。

中国三大通信事業者である中国移动（China Mobile）、中国联通（China Unicom）、中国电信（China Telecom）も、それぞれロボットの「得技」を披露し、モバイル通信とAIの融合の道を探っている。

中国联通は、ロボットアーム、四足歩行ロボット、ヒューマノイドロボットを含む、産業シーンでの一連のエンボディド・インテリジェント製品を展示した。ブーススタッフの呂仁賓氏は、製品はまずロボットアームによって仕分けされた後、ヒューマノイドロボットから四足歩行ロボットに渡され、四足歩行ロボットによって運送されると紹介した。

中国电信は今回、運動のパートナー機能などを備えたロボット犬を展示し、大きな人気を呼んだ。中国新聞社の記者の取材に対し、中国电信（ヨーロッパ）有限公司のポール・ヴィンチェンティ（Paolo Vincenti）氏は、パートナー機能を備えるロボット犬は、この技術を人間の日常生活に導入するための第一歩に過ぎず、将来、AI技術がモバイル通信分野の発展を新たな段階へ導くと期待されており、業界は今、いかにして両者を相互に補完させるかを研究していく必要があると述べた。

微医と阿里雲が戦略的提携 AI医療基盤を共同構築

6月17日、微医控股（WeDoctor Holdings）と阿里雲（Alibaba Cloud）が杭州で正式に戦略的協力協定に調印した。両社は医療AI基盤を共同で構築し、医療サービスシーンでの応用、AI技術、クラウドコンピューティングなどの分野におけるそれぞれの中核的強みを基盤に、世界先端レベルの医療臨床大規模モデルの構築、AI総合病院とAIエージェントの高度化、都市レベルAIデジタル健康共同体の拡充など、多角的協力を展開する。今回の提携は、AI大規模モデルとAI医療の垂直市場分野における両社の強力な連携であり、医療健康産業のスマート化のアップグレードを推進する上で重要な一歩となるだろう。

協定によると、両社の協力は以下の3つの中核分野に焦点を当てて展開される。第一に、微医控股の医療臨床シーンのリソースと阿里雲の先進的なアルゴリズム能力を深く融合させ、世界最先端の医療臨床大規模モデルを共同で構築し、業界に基盤となるスマートエンジンを提供する。第二に、阿里雲の「通義（Tongyi）」大規模モデルと微医控股が10年以上にわたり蓄積してきた医療サービスデータに基づき、診療のチェーン全体をカバーする微医の「5+1」エージェント（AI医師、AI薬剤師、AI検査、AI健康管理、AIインテリジェントコントロール、AI健康アドバイザー）製品システムを体系的にアップグレードし、微医控股が初めて創設したAI総合病院の機能向上・イテレーションを推進すると同時に、医療AIエージェントの技術標準とAI総合病院の業界標準を共同で発表する。第三に、天津デジタル健康共同体で実証済みの成功モデルを基盤に、都市レベルのAIデジタル健康共同体の実現を共同で模索し、全国の医療サービス体系のスマート化アップグレードを加速する。

両社が手を携えて臨床レベルの医療AIソリューションを構築することは、今回の提携の大きな見どころである。両社は診断段階に注力して、微医控股のAI医療実践成果、「通義千問（Tongyi Qianwen）」大規模モデル、デジタルヒューマン技術を融合し、「AI医師」「AI検査」インテリジェント・エージェントを共同でアップグレードし、医師に患者の健康状態の全方位画像を提供し、病状の評価とリスク予測を支援し、医師の診療効率向上と

より質の高い診療判断をサポートし、患者の受診体験を改善する。投薬の段階においては、薬剤知識データベースとルールエンジンの共同で構築することにより、「AI薬剤師」の知識の密度と能力を高め、薬剤師のサービスレベルと効率を全面的に向上させる。健康管理の段階においては、微医の健康管理における成功経験に基づき、「AI健康管理」および「AI健康アドバイザー」インテリジェント・エージェントをさらに最適化し、患者に一層パーソナライズされた健康管理プランを提供する。リスク管理・品質管理の段階においては、「AIインテリジェントコントロール」のスマート分析能力と可視化能力をアップグレードし、医療保険基金の使用効率と病院の経営・サービス効率を向上させる。

医療健康業界では、AI応用の精度と安定性に対して厳しい要求がある。信頼性と汎用性が高く、業務的価値を生み出す臨床診療AIソリューションを構築するには、豊富で正確な医療データ、先進的かつ効果的なモデルトレーニングとツール開発ソリューションの組み合わせが必要である。フルスタックAI能力と技術エコシステムを持つ阿里雲と、AI医療技術と応用シーンに長年深く取り組んできた微医控股は、強力な優位性の補完を形成している。関係者によると、イテレーション・アップグレードしたAIエージェントクラスターは、まず微医のAI総合病院で導入・応用され、全国で展開中の都市レベルのAIデジタル健康共同体の構築をサポートする予定である。

今回の戦略的提携は、間違いなく中国の「AI+医療」産業発展史における画期的な連携である。「微医の医療シーンにおける深い知見」と「阿里雲のフルスタックAI能力」を深く融合させることで、両社は中国の特色を持つ医療スマート化発展のモデルを構築し、中国の医療AIソリューションの国際競争力を高め、また次世代の健康管理インフラを定義し、中国のAI医療産業がより高品質で、実用的な発展の新たな段階に入ることを示すことになるだろう。

中国初の完全自律3対3 AIロボットサッカー大会が北京で開催

2025世界ヒューマノイドロボット競技大会の最初のテストマッチであり、中国初の3対3 AIロボットサッカー大会として、「RoBoLeagueロボットサッカーリーグ」（以下「ロボットリーグ」）の決勝戦が、6月28日、北京市亦荘の北京スマートeスポーツ競技センターで開かれた。

厳しい予選を勝ち抜き、北京情報科学技術大学のBlaze光熾チーム、清華大学の未来実験室Powerスマートチーム、清華大学の火神チーム、中国農業大学の山海チームの4チームが決勝に進出し、最終決戦に臨んだ。

AIとロボット技術の急速な発展により、ロボットのサッカー競技は実験室から公衆の視界へと移行してきた。関係者によると、今大会の「ロボットリーグ」は二つの画期的な進展を遂げている。一つ目は、出場ロボットが完全にAI戦略によって自律稼働し、人間の介入を必要とせず、転倒状態から立ち上がることができること。二つ目は、最適化された反則判定メカニズムを採用することで、試合中断の頻度を大幅に減らし、流暢性と対抗性を高めたことである。ロボットリーグはロボットの運動制御、視覚認識、測位・ナビゲーション、意思決定・計画、マルチロボットの協働などの分野における技術成果を十分に示した。

大会組織委員会の責任者によると、現時点ではロボットの動的障害物回避能力に限界があり、試合中に衝突が頻発する。そのため、ルールは比較的緩い反則基準を採用しており、悪意のない衝突を「反則とみなさない」とする設計となっている。この差異が人間のサッカーとの最大の違いであり、現行の技術条件下での競技性・観賞性・技術の実現可能性のバランスを効果的に確保すると同時に、今後のルール改訂に向けた経験を蓄積していくものとなる。

大会の運営を担当する尚亦城（北京）科技文化集团有限公司の辺元松董事長は、大会は競技そのものを越えた深い価値を担っており、技術革新の「試験場」とであると述べた。二足歩行動的バランス、複数ロボットによる協調的意思決定などの最先端課題のブレークスルーは、ヒューマノイドロボットスポーツ大会のサッカー種目に重要な技術検証を提供す

るだけでなく、エンボディドロボットの知能・性能のアップグレードの基盤を固めることになるだろう。また、人材を集める「強力な磁場」であり、清華大学の火神チーム、北京情報科学技術大学のBlaze光熾チームなどのようなトップチームを同じ舞台で競い合わせることになる。さらに、産業をアップグレードさせる「推進力」でもあり、大会の成果は応用・転換を通じて人々の生活や生産現場に結びつくことになるだろう。

辺氏は、今後、同社はロボットハーフマラソンや「ロボットリーグ」などを含む一連のロボット競技大会IPの構築に注力し、ヒューマノイドロボット技術の実際のシーンでの更なる応用と実現・発展を推進したいと語った。

ENRICHING YOUR IDEAS

北京本部

住 所: 〒100031 中国北京市復興門内大街158号遠洋大廈10階
Tel: +86-10-6641-2345
Fax: +86-10-6641-5678/6641-3211
Email: mail@ccpit-patent.com.cn

東京オフィス

住 所: 〒100-0004 日本東京都千代田区
大手町二丁目2番1号新大手町ビル2階265区
Tel: +81-3-6262-6643
Fax: +81-3-6262-6645
Email: tokyo@ccpit-patent.com.cn

ニューヨークオフィス

住 所: 1350 Avenue of the Americas,
Suite 1710 New York, NY 10019 U.S.A.
Tel: +1-212-868-2066
Fax: +1-646-838-5151
Email: newyork@ccpit-patent.com.cn

香港オフィス

住 所: 香港湾仔港湾道一号
会展広場ビル34号09室
Tel: +852-2523-1833
Fax: +852-2523-1338
Email: hongkong@ccpit-patent.com.cn

上海オフィス

住 所: 上海市静安区威海路567号
晶采世紀大廈18階
Tel: +86-21-6288-8686
Fax: +86-21-6288-3622
Email: shanghai@ccpit-patent.com.cn

深圳オフィス

住 所: 深圳市福田区福華三路168号
国際商会センター1601
Tel: +86-755-3298-9252
Email: shenzhen@ccpit-patent.com.cn

武漢オフィス

住 所: 湖北省武漢市洪山区関山大道473号
光谷新發展国際センターB棟5階 06-116
Tel: +86-27-8720-0400
Email: wuhan@ccpit-patent.com.cn